

2022年3月25日

岡山県立大学 地域創造戦略センター
ボランティア部門

ボランティア情報取扱いに関するガイドライン

本学学生に対する学外からの学生ボランティア募集に関する情報(以下「ボランティア情報」という。)については、地域創造戦略センターボランティア部門(以下「ボランティア部門」という。)において、本ガイドラインに従って情報を取り扱うものとする。

1. ボランティア情報取扱いにかかる団体の選定基準

ボランティア部門では、以下の項目を全て満たす団体の情報を取り扱う。

- 1) 責任者が明確である団体
- 2) 2の「情報取扱いの選定基準」に則した活動について学生ボランティアの募集を行い、4の「活動における申し合わせ事項」を遵守して当該活動を行う団体
- 3) 学生のボランティア活動中の事故や災害等、学生の過失により第三者に損害を与えた場合に備え、適切なボランティア保険に加入させ対応できる団体
- 4) 学生の個人情報について、活動を実施するために必要な範囲内でのみ収集し、漏えい、滅失又は毀損することがないように適正に管理できる団体。
- 5) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。)に該当せず、又は、反社会勢力と関係を有することのない団体
- 6) 岡山県立大学地域創造戦略センターとの協働による学生ボランティア活動の調整が行える団体

2. ボランティア情報の選定基準

《情報の取扱いができる活動》

- 1) 公益性・公共性が高い活動
- 2) 学生にとって、安全性が高いと判断される活動
- 3) 学生にとって、教育的配慮を伴った活動
- 4) ボランティア募集・受入担当者が明確である活動
- 5) 有償活動とボランティア活動を明確に区分している活動

《情報の取扱いができない活動》

- 1) 反社会的、政治的・宗教的活動を主たる目的とする活動
- 2) 法令に違反する活動
- 3) 公序良俗に反する活動

- 4) 学生にとって過度な精神的・肉体的、経済的負担を伴う活動
- 5) 本来は有資格者によってなされるべき活動
- 6) その他、上記いずれかに類する活動、又は学長が不適切と認める活動

3. 団体登録及び取扱情報の選定、情報の案内

ボランティア部門において、提出された書類等により、団体登録及び取扱情報の選定を行った上で、学内情報発信ツールを使用して学生にボランティア募集情報を案内する。

記載事項に虚偽、事実との大幅な相違等が判明した場合、募集案内を停止するとともに、その後の募集を受け付けないことがある。

4. 活動における申し合わせ事項

- 1) 応募した学生に対して、事前に活動内容や条件等を提示して、合意の上で活動を実施する。活動前に研修などを必要とする場合には、その費用や日程等を事前に明示する。
- 2) ボランティア活動中は、団体のボランティア担当スタッフとともに学生を活動させる。
- 3) 1日8時間(休憩時間含む)、週28時間を超える活動を実施させない。
- 4) 夜10時以降の深夜活動をさせない。
- 5) 基本的に宿泊を伴わない。(※島嶼部、山間部など交通アクセスの事情がある場合の活動は相談可)
- 6) 謝礼等を支払わない。(実費相当の交通費、昼食の弁当や茶菓子等の軽食を除く)
- 7) 本学学生の活動終了後、本学の指定の様式により活動報告書を提出する。
- 8) 学生が活動を中止した場合においても、学生及び大学に対して不利益を発生させない。

5. 免責事項

ボランティア情報の取扱いに関連して発生したトラブル等に対しては、本センターでは責任を負わない。